

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

不利益処分の内容	成年後見制度利用支援助成の中止	
根拠法令等及び条項	栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱 第24条及び第25条	
処分基準	根拠条項	栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱 第24条及び第25条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成31年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(助成の中止及び変更)</p> <p>市長は、第5条の規定に該当する者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成の中止又は助成額の変更をすることができる。</p> <p>(助成の返還)</p> <p>市長は、第13条又は第19条の申請内容に、この告示の趣旨に反すると認められる虚偽、不正があったとき、又は第23条の規定に反したと認められるときは、助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>	